

議案第 4 6 号

守谷市手数料条例の一部を改正する条例

守谷市手数料条例（平成 1 1 年守谷町条例第 2 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 4 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市手数料条例の一部を改正する条例

守谷市手数料条例（平成 1 1 年守谷町条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表税の部住民税課税・非課税証明手数料の項、所得証明手数料の項、住民票の部住民票交付手数料の項、戸籍の附票交付手数料の項及び印鑑登録の部印鑑登録証明手数料の項中「2 0 0 円」を「5 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の守谷市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請のあったものに係る手数料について適用し、この条例の施行の日前に申請のあったものに係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由（議案第46号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、市民サービスの質の向上及び持続可能な行政運営の適正化を図るため、守谷市手数料条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市手数料条例新旧対照表

改 正	現 行
別表（第 2 条、第 3 条、第 5 条関係） 【別記 1 参照】	別表（第 2 条、第 3 条、第 5 条関係） 【別記 2 参照】

【別記 1】

改 正

種類	名称	納付額
税	住民税課税・非課税証明手数料	1 件 <u>5 0 0 円</u> （ただし、自動交付機による交付の場合は 1 5 0 円）
	所得証明手数料	1 件 <u>5 0 0 円</u> （ただし、自動交付機による交付の場合は 1 5 0 円）
住民票		
	住民票交付手数料	1 件 <u>5 0 0 円</u> （ただし、自動交付機による交付の場合は 1 5 0 円）

	戸籍の附票交付手数料	1 件 <u>5 0 0</u> 円（ただし、自動交付機による交付の場合は 1 5 0 円）
印鑑登録	印鑑登録証明手数料	1 件 <u>5 0 0</u> 円（ただし、自動交付機による交付の場合は 1 5 0 円）

【別記２】

現 行

種類	名称	納付額
~~~~~		
税	住民税課税・非課税証明手数料	1 件 <u>2 0 0 円</u> （ただし、自動交付機による交付の場合は 1 5 0 円）
	所得証明手数料	1 件 <u>2 0 0 円</u> （ただし、自動交付機による交付の場合は 1 5 0 円）
	~~~~~	
~~~~~		
住民票	~~~~~	
	住民票交付手数料	1 件 <u>2 0 0 円</u> （ただし、自動交付機による交付の場合は 1 5 0 円）

	戸籍の附票交付手数料	1件 <u>200円</u> （ただし、自動交付機による交付の場合は150円）
印鑑登録	印鑑登録証明手数料	1件 <u>200円</u> （ただし、自動交付機による交付の場合は150円）